



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

- *40 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *41 教育職員に関する規則の一部を改正する規則
 - *42 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *43 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
 - *44 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切り替え等に関する規則
 - *45 最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切り替え等に関する規則
 - *46 最高号給を超える給料月額を受ける警察官の給料の切り替え等に関する規則
 - *47 一般職の任期付職員等の給料月額の切り替えに関する規則
 - *48 職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例に関する規則
 - *49 教育職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則
 - *50 警察官の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則
 - *51 特定任期付職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則
 - *52 一般職の任期付研究員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則
 - *53 職員の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則
 - *54 教育職員の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則
 - *55 警察官の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則
 - *56 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則
- ### ○ 教育委員会規則
- *38 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *39 最高号給を超える給料月額を受ける市町村立学校職員の給料の切り替え等に関する規則
 - *40 市町村立学校職員の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第40号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 調整基本額表(第7条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,271円
4 級	9,700円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,200円
8 級	11,800円
9 級	12,800円
10 級	13,500円
11 級	15,400円

イ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,034円、3号給6,232円、4号給6,457円、5号給6,741円、6号給7,078円、7号給7,461円、8号給7,866円
2 級	9,600円。ただし、2号給8,235円、3号給8,671円、4号給9,076円、5号給9,486円
3 級	11,500円。ただし、1号給11,443円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号給15,268円

ウ 医療職給料表(1)

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 調整基本額表(第8条関係)

高等学校等教育職員給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円、7号給8,419円、8号給8,716円、9号給9,013円
2 級	11,600円。ただし、2号給8,572円、3号給8,883円、4号給9,193円、5号給9,526円、6号給9,882円、7号給10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円
3 級	12,900円
4 級	14,000円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第42号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 調整基本額表(第5条の4関係)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円。ただし、2号給7,029円、3号給7,326円、4号給7,645円、5号給7,956円
2 級	9,000円。ただし、2号給7,717円、3号給8,041円、4号給8,451円、5号給8,896円
3 級	9,800円。ただし、2号給8,905円、3号給9,265円、4号給9,630円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,363円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,200円
8 級	12,700円

職務の級	調整基本額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,584円、3号給11,029円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,270円
3 級	15,400円
4 級	16,500円

エ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,924円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,211円、2号給9,531円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円
8 級	14,800円

オ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,817円、3号給7,069円、4号給7,330円、5号給7,609円、6号給7,974円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,023円、3号給8,401円、4号給8,820円、5号給9,072円、6号給9,337円、7号給9,603円
3 級	10,200円。ただし、1号給9,909円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,300円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第41号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

9	級	13,200円
10	級	13,900円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第43号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員				2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	50,000
1年以上2年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	50,000
2年以上3年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	50,000
3年以上4年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	50,000
4年以上5年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	50,000
5年以上6年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	50,000
6年以上7年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	48,200
7年以上8年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	46,400
8年以上9年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	44,600
9年以上10年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	42,800
10年以上11年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	41,000
11年以上12年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	39,200
12年以上13年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	37,400
13年以上14年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	35,600
14年以上15年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	34,200
15年以上16年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	32,800
16年以上17年未満	302,500	264,500	212,700	156,500	31,400
17年以上18年未満	298,100	260,500	209,400	153,900	30,000
18年以上19年未満	293,700	256,500	206,100	151,300	28,600
19年以上20年未満	289,300	252,500	202,800	148,700	27,200
20年以上21年未満	284,900	248,500	199,500	146,100	25,800
21年以上22年未満	273,000	238,600	192,200	140,500	25,200
22年以上23年未満	260,800	228,500	184,700	135,200	24,600
23年以上24年未満	249,000	218,800	177,700	129,600	23,700
24年以上25年未満	237,100	208,800	170,300	124,300	23,100
25年以上26年未満	225,100	198,900	163,100	118,900	22,500
26年以上27年未満	210,000	185,200	152,000	111,100	21,900
27年以上28年未満	195,200	171,800	141,400	103,200	21,300
28年以上29年未満	180,300	158,400	130,600	95,400	20,600
29年以上30年未満	165,100	144,700	119,500	87,600	20,300
30年以上31年未満	147,800	129,800	108,000	79,100	19,900
31年以上32年未満	130,400	114,800	96,200	70,700	19,300
32年以上33年未満	113,300	100,100	84,800	62,000	18,500
33年以上34年未満	82,800	75,300	65,300	49,400	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	16,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号及び第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第44号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(給料月額の切替え)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第119号。以下「改正条例」という。)附則第2項の改正条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。) - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額 (期間の通算)

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第10条第3項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第20号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第45号

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の

切替え等に関する規則

(給料月額の切替え)

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第120号。以下「改正条例」という。)附則第2項の改正条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「条例」という。)別表第2の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、この規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。) - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額 (期間の通算)

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の条例第10条第3項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第21号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第46号

最高号給を超える給料月額を受ける警察官の給料の切替え等に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

最高号給を超える給料月額を受ける警察官の給料の切替え等に関する規則

(給料月額の切替え)

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第124号。以下「改正条例」という。)附則第2項の改正条例の施行の日(以下「施行日」と

いう。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた警察官の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日に 施行日の前日におけるその
 における給料月額(以下「旧 者の属する職務の級にお
 給料月額」という。) ける最高の号給の額
 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最
 高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額
 (期間の通算)

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される警察官に対する施行日以後における最初の警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第9条第3項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める警察官にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける警察官の給料の切替え等に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第22号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第47号

一般職の任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人
 一般職の任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則

(給料月額の切替え)

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第122号)附則第2項及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第121号)附則第2項に規定する職員の施行日における給料月額は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日に 施行日の前日におけるその
 における給料月額(以下「旧 者の属する職務の級にお
 給料月額」という。) ける最高の号給の額
 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最
 高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額
 附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける一般職の任期付職員等の給料の切替えに関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第23号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第48号

職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人
 職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第119号。以下「改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、平成17年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例による改正後の職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例による改正前の職員の給与に関する条例第23条第1項後段又は第24条第1項後段の規定の適用を受けたものにあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

- (1) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の適用を受ける職員
- (2) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員
- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌

山県条例第53号)の適用を受ける職員

- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員
- (6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員
- (7) 特別職に属する和歌山県の職員
- (8) 国又は他の地方公共団体の職員
- (9) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益法人派遣条例」という。)第12条第1号に規定する退職派遣者
- (10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者(新たに職員となった者の改正条例附則第5項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第2条 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成17年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成17年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第5項第1号の月数の算定)

第3条 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成17年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の途中において、同条第1号から第7号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下この号及び次条において「特別職和歌山県職員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日か

ら新たに職員となった日の前日までの期間のうち特別職和歌山県職員等として勤務した期間(同項において「特定特別職和歌山県職員等期間」という。)を除く。)

- (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))又は公益法人派遣条例第2条第3項に規定する職員派遣をされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。))又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))

(3) 停職期間(地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))

(4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第10条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第15条第3項若しくは第16条第2項、職員の修学部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第62号)第3条若しくは職員の高齢者部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第63号)第3条の規定により給与を減額された期間又は地方公務員法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

(5) 職員の給与に関する条例第5条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成17年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間(特定特別職和歌山県職員等期間のある月にあつては、同項第2号又は第4号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間(特定特別職和歌山県職員等期間のある月にあつては、同項第3号又は第5号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額(特定特別職和歌山県職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第5項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額(第5条において「附則第5

項第1号基礎額」という。)に満たないもの

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第4条 改正条例附則第6項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める者は、特別職和歌山県職員等とする。

2 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第5項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第5条 附則第5項第1号基礎額又は改正条例附則第5項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、職員の平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する職員の期末手当の特例措置に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第24号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第49号

教育職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第120号。以下「改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、平成17年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正

条例による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例による改正前の教育職員の給与に関する条例第19条第1項後段又は第20条第1項後段の規定の適用を受けたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員
- (2) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員
- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員
- (6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員
- (7) 特別職に属する和歌山県の職員
- (8) 国又は他の地方公共団体の職員
- (9) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益法人派遣条例」という。)第12条第1号に規定する退職派遣者
- (10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者(新たに職員となった者の改正条例附則第5項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第2条 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成17年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成17年4月2日から基準日までの期間における新たに職

員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第5項第1号の月数の算定)

第3条 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成17年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1号から第7号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下この号及び次条において「特別職和歌山県職員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち特別職和歌山県職員等として勤務した期間(同項において「特定特別職和歌山県職員等期間」という。)を除く。)

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))又は公益法人派遣条例第2条第3項に規定する職員派遣にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。))又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))

(3) 停職期間(地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))

(4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第10条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平

成7年和歌山県条例第6号)第15条第3項若しくは第16条第2項、職員の修学部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第62号)第3条若しくは職員の高齢者部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第63号)第3条の規定により給与を減額された期間又は地方公務員法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

(5) 教育職員の給与に関する条例第5条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成17年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間(特定特別職和歌山県職員等期間のある月にあつては、同項第2号又は第4号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間(特定特別職和歌山県職員等期間のある月にあつては、同項第3号又は第5号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額(特定特別職和歌山県職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第5項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額(第5条において「附則第5項第1号基礎額」という。)に満たないもの

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第4条 改正条例附則第6項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める者は、特別職和歌山県職員等とする。

2 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第5項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第5条 附則第5項第1号基礎額又は改正条例附則第5項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、教育職員の平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する教育職員の期末手当の特例措置に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第25号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第50号

警察官の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察官の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない警察官)

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第124号。以下「改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める警察官は、平成17年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された警察官のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例による改正後の警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第21条第1項後段の規定の適用を受ける警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した警察官(同年6月1日(同日前1箇月以内に退職した警察官であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例による改正前の警察職員の給与に関する条例第21条第1項後段又は第22条第1項後段の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、警察官から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き警察官となった者であつて、当該期間の全期間が警察官として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の警察官とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員
- (2) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の適用を受ける職員
- (3) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例

第6号)の適用を受ける教育長

- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員
- (6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員
- (7) 特別職に属する和歌山県の職員
- (8) 国又は他の地方公共団体の職員
- (9) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益法人派遣条例」という。)第12条第1号に規定する退職派遣者
- (10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者(新たに警察官となった者の改正条例附則第5項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第2条 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成17年4月1日から基準日までの期間において、警察官から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き警察官となった者であつて、当該期間の全期間が警察官として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成17年4月2日から基準日までの期間における新たに警察官となった日(当該期間において、警察官が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き警察官となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。(在職しなかった期間等がある警察官の改正条例附則第5項第1号の月数の算定)

第3条 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 警察官として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成17年4月1日から基準日までの間において、警察官が人事交流等により引き続いて第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き警察官となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の警察官として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1号から第7号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ず

ると認める者(以下この号及び次条において「特別職和歌山県職員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに警察官となった場合における新たに警察官となった月の初日から新たに警察官となった日の前日までの期間のうち特別職和歌山県職員等として勤務した期間(同項において「特定特別職和歌山県職員等期間」という。)を除く。)

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))又は公益法人派遣条例第2条第3項に規定する職員派遣をされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。))又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))

(3) 停職期間(地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))

(4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第10条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第15条第3項、職員の修学部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第62号)第3条若しくは職員の高齢者部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第63号)第3条の規定により給与を減額された期間又は地方公務員法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

(5) 警察職員の給与に関する条例第4条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成17年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間(特定特別職和歌山県職員等期間のある月にあっては、同項第2号又は第4号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間(特定特別職和歌山県職員等期間のある月にあっては、同項第3号又は第5号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額(特定特別職和歌山県職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第5項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額(第5条において「附則第5項第1号基

礎額」という。)に満たないもの

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに警察官となった者についての特例)

第4条 改正条例附則第6項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める者は、特別職和歌山県職員等とする。

2 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに警察官となった者とする。

3 改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第5項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに警察官となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第5条 附則第5項第1号基礎額又は改正条例附則第5項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、警察官の平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

2 平成15年12月に支給する警察官の期末手当の特例措置に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第26号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第51号

特定任期付職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

特定任期付職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(在職しなかった期間等がある一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第4項第1号の月数の算定)

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第122号。以下「改正条例」という。)附則第4項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 特定任期付職員として在職しなかった期間

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)

(3) 停職期間(地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第10条若しくは職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第15条第3項若しくは第16条第2項の規定により給与を減額された期間又は地方公務員法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

(5) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第5条、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第5条、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第4条又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)第7条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成17年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第4項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額(次条において「附則第4項第1号基礎額」という。)に満たないもの(端数計算)

第2条 附則第4項第1号基礎額又は改正条例附則第4項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、特定任期付職員の平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

2 平成15年12月に支給する特定任期付職員の期末手当の特例措置に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第27号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第52号

一般職の任期付研究員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

一般職の任期付研究員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(在職しなかった期間等がある一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第4項第1号の月数の算定)

第1条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第121号。以下「改正条例」という。)附則第4項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)

(3) 停職期間(地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第10条若しくは職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第15条第3項若しくは第16条第2項の規定により給与を減額された期間又は地方公務員法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

(5) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第5条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成17年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第4項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額(次条において「附則第4項第1号基礎額」という。)に満たないもの(端数計算)

第2条 附則第4項第1号基礎額又は改正条例附則第4項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、一般職の任期付研究員の平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する一般職の任期付研究員の期末手当の特例措置に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第28号)は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第53号

職員の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第119号)の施行の日には昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)第23条又は第24条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第54号

教育職員の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則

教育職員の給与に関する条例の一部改正する条例(平成17年和歌山県条例第120号)の施行の日には昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第2号)第23条又は第24条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第55号

警察官の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察官の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第124号)の施行の日には昇格又は降格した警察官については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)第21条又は第22条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第56号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第13号ス中「最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第20号)」を「最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第44号)」に改め、同号子中「最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第21号)」を「最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第45号)」に改め、同号ナ中「最高号給を超える給料月額を受ける警察官の給料の切替え等に関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第22号)」を「最高号給を超える給料月額を受ける警察官の給料の切替え等に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第46号)」に改め、同号ヒ中「最高号給を超える給料月額を受ける一般職の任期付職員等の給料の切替えに関する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第23号)」を「一般職の任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則

(平成17年和歌山県人事委員会規則第47号)に改め、同号「ホ 農林漁業普及指導手当に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第18号)」の次に次の規定を加える。

- マ 職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(和歌山県人事委員会規則第48号)
- ミ 教育職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(和歌山県人事委員会規則第49号)
- ム 警察官の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(和歌山県人事委員会規則第50号)
- メ 特定任期付職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(和歌山県人事委員会規則第51号)
- モ 一般職の任期付研究員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(和歌山県人事委員会規則第52号)

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第38号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚
市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 調整基本額表(第5条の4関係)

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円
2 級	11,500円。ただし、2号給7,308円、3号給7,681円、4号給8,082円、5号給8,572円、6号給8,883円、7号給9,193円、8号給9,526円、9号給9,882円、10号給10,372円、11号給10,890円、12号給11,412円
3 級	12,500円。ただし、1号給12,474円
4 級	13,600円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第39号

最高号給を超える給料月額を受ける市町村立学校職員の給料の切替え等に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚
最高号給を超える給料月額を受ける市町村立学校職員の給料の切替え等に関する規則

(給料月額の切替え)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第123号。以下「改正条例」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「条例」という。)別表第2の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、この規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。) - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額 +

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額 (期間の通算)

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の条例第12条第3項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける市町村立学校職員の給料の切替え等に関する規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第20号)は、廃止する。

和歌山県教育委員会規則第40号

市町村立学校職員の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則を次のように定める。

平成17年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚
市町村立学校職員の平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正する条例
(平成17年和歌山県条例第123号)の施行の日に昇格又は降格
した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場
合にその者が受けることとなる給料月額を同日の前日に受け
ていたものとみなして市町村立学校職員の初任給、昇格、昇
給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第
3号)第23条又は第24条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。